

後期高齢者医療被保険者証交付終了に伴う運賃届出書の記載内容の変更について

1 協議内容

令和6年12月から「後期高齢者医療被保険者証」が発行されなくなり、あんくるバス無料乗車証の身分証明書として利用できない人が発生するため、所管課において専用証明書を発行するなどの施策を実施する。

あんくるバスの運賃料金設定届出書では「後期高齢者保険者証」と記載されているため、記載内容の修正について協議を行った。

【参考】修正内容

旧	新
設定しようとする運賃の種類及び額並びに適用方法	設定しようとする運賃の種類及び額並びに適用方法
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 修正なし
(4) 安城市が発行する <u>後期高齢者保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、又はその写し</u> を提示した場合、その分の運賃は安城市が負担するものとする。	(4) 安城市が発行する <u>あんくるバス無料乗車証及び安城市が指定する必要書類等</u> を提示した場合、その分の運賃は安城市が負担するものとする。
(5)(6) 省略	(5)(6) 修正なし

2 協議結果

令和6年7月5日付けで書面開催した安城市地域公共交通運賃料金協議会において、協議が調った

3 適用時期

令和6年10月1日以降

※運賃料金設定届出書の変更申請は全運行事業者とも申請済み

4 運用

令和6年12月2日よりあんくるバス無料乗車証（パスケース）に入れる身分証明書が「後期高齢者医療被保険者証」以外でも問題ない形で運用開始

【安城市地域公共交通運賃料金協議会委員構成】

- ・名鉄バス株式会社（当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者）
- ・大興タクシー株式会社
- ・東伸運輸株式会社
- ・安城市総合交通会議委員（住民の代表）
- ・国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
- ・安城市